

志木市緊急店舗賃借料補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、経営等が悪化している事業者で施設等を借り上げて事業を営む者に対し、緊急事態宣言期間中に支払うべき賃料の一部について以下のとおり補助金を交付します。

対象者 国の持続化給付金または家賃支援給付金が給付される事業者で、市内で事業において施設等を借り上げて事業を行っている者(個人事業主・フリーランス含む)

国の持続化給付金の主な支給要件

- 1)新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少している者
- 2)2019年以前から事業による収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- 3)法人の場合は、
 - (I)資本金の額または出資の総額が10億円未満、または、
 - (II)上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下の事業者

国の家賃支援給付金の主な支給要件

- 1)新型コロナウイルス感染症の影響により、
 - (I)ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少している者、または
 - (II)連続する3カ月の合計で前年同期比30パーセント以上減少している者
- 2)2019年以前から事業による収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- 3)法人の場合は、
 - (I)資本金の額または出資の総額が10億円未満、または、
 - (II)上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下の事業者
- 4)自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っていること

対象経費 新型コロナウイルス感染症に係る新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置が実施された期間(緊急事態宣言の期間)に支払う※賃借料
※賃借料が減額されている場合は、減額後の賃借料が対象となります。

補助額 対象経費の1/4 (1,000円未満切捨て 1月あたり限度額10万円)

申請期限 令和2年12月28日まで(郵送必着)

郵送いただくもの

- ・志木市緊急店舗賃借料補助金申請書(兼請求書)①★
- ・誓約書②★ ★印の様式は市ホームページからダウンロードできます
- ・賃借料を証明する書類の写し(契約書)③
※事務所等と住居を兼ねる場合は、事務所部分の面積の割合がわかる資料を添付してください。
- ・持続化給付金または家賃支援給付金の給付を証する書類の写し④
※給付決定通知書(振込みのお知らせ)または振込みを確認できる通帳の写し
- ・事業実態が市内にあることが分かる資料(登記簿謄本等)⑤

家主から家賃を減額されている場合

・減額された家賃を証する書類の写し(領収証、自動口座引落の写し等)または貸主と借主双方が署名押印した賃借料減額について合意したことを証する書類を添付して下さい

申請・問合せ先

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送で受け付けます。①から⑤の必要書類をご用意のうえ、下記まで郵送で申請をお願いします。

志木市市民生活部産業観光課 緊急経済対策事業担当

〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1

TEL048(473)1111 内線2173・2174 受付:平日午前8時30分~午後5時15分

FAX048(474)7009 E-mail:sankan@city.shiki.lg.jp

申請に関する個別のご相談は予約制で承ります。事前に電話でご予約ください。